

ひろしまレポート

核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る動向：2014年

(概要)

2014年3月

日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター

『ひろしまレポート－核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る動向：2014年』（以下、『ひろしまレポート2014年』）は、広島県から委託を受け、（公財）日本国際問題研究所が実施した調査・研究の成果である。

核兵器廃絶の見通しは依然として立たないばかりか、逆に核兵器を巡る状況は複雑化している。核兵器不拡散条約（NPT）上の5核兵器国（中国、フランス、ロシア、英国、米国）からは、核兵器の放棄に向けた具体的な動きは見られない。NPT非締約国で核兵器の保有を公表したインド及びパキスタン、並びに核に関する「曖昧政策」を維持しているものの核兵器を保有しているとみられるイスラエルが非核兵器国としてNPTに加入する兆しは見えず、NPT脱退を表明した北朝鮮はこれまでに3回の核爆発実験を実施した。イランの核問題については解決に向けた進展の兆しもみられるが、依然として楽観はできない。新たに核兵器の取得に関心を持つ国が出現しないとの保証もなく、グローバル化の進展とも相まって、非国家主体による核兵器の取得・使用への懸念が高まることも考えられる。また、原子力平和利用に対する関心の高まりは、核不拡散や核セキュリティへのリスクの高まりをもちょうむものである。このような核兵器を巡る情勢を踏まえ、国際社会において、核軍縮、核不拡散、核セキュリティの一層の推進・強化が求められているにもかかわらず、それらに関する多くの措置が停滞を余儀なくされているという状況が続いている。

こうした中、核兵器の廃絶に向けた取組を進めるにあたっては、まずは核軍縮、核不拡散、核セキュリティに関する具体的な措置と、これらへの各国の取組の現状と問題点を明らかにすることが必要となる。これらを調査・分析し、人類史上初の核兵器の惨劇に見舞われた広島から発信することにより、政策決定者、専門家及び市民社会における議論を喚起し、核兵器のない世界に向けた様々な動きを後押しすることが、『ひろしまレポート2014年』の目的である。

評価項目 (64項目)	<ul style="list-style-type: none">● 核軍縮 31項目（核兵器保有数、国連総会での投票行動等）● 核不拡散 17項目（NPTへの加盟、IAEAへの協力等）● 核セキュリティ 16項目（核物質の保有量、関連条約への加入等）
対象国 (31カ国)	<ul style="list-style-type: none">● NPT上の核兵器国：中国、フランス、ロシア、英国、米国● NPT非締約国：インド、イスラエル、パキスタン● 非核兵器国：豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、UAE● その他：北朝鮮*

* NPT締約国は、1993年及び2003年の北朝鮮によるNPT脱退宣言に対して同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない一方で、北朝鮮は2006年、2009年、2013年の3回にわたって核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

2013年の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに係る調査対象国の動向（概要）及び評価は以下のとおりである。

1. 核軍縮

冷戦終結以降、核兵器の数は削減されているものの、依然として世界には約1万7,000発の核兵器が存在している。非核兵器国を中心に、核軍縮に関する国連総会決議案の提出、核軍縮措置の積極的な提案、重要な会議の開催等を通じて核軍縮の促進が図られているものの、様々な課題がある。

新START後の米露による核兵器削減交渉は開始されておらず、核兵器国の中国や、核兵器の保有を公表しているインド、パキスタン及び北朝鮮、並びに核兵器を保有していると広く考えられているイスラエルにおいては、核兵器の削減に着手しているという分析は見受けられない。また、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時交渉開始の見通しも立っていない。さらに、北朝鮮は2013年2月に3回目の核爆発実験を実施した。インド、パキスタン及び北朝鮮による兵器用核分裂性物質の生産も続いているとみられる。

核兵器国、NPT非締約国及び北朝鮮はいずれも、核軍縮へのコミットメントを表明する一方で、核抑止を依然として安全保障戦略・政策における重要な構成要素と位置付けている。核兵器国の中では、中国の核兵器能力に係る透明性の低さも指摘されている。

(1) 核兵器の保有数（推計）

- 総数としては約1万7,000発と減少しているものの、中国、インド、パキスタンの保有数は、それぞれ10発程度増加していると分析されている。

(2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

- 「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」にフランス、英国、米国を含む169カ国が賛成票。
- 米国は、「配備戦略核兵器の最大3分の1の削減」を目指すとしているが、新戦略兵器削減条約（新START）後のロシアとの削減交渉の見通しは立っていない。
- 国連総会第一委員会で発表された「核兵器の人道的結末に関する共同声明」には、日本を含む124カ国（及びバチカン）が参加した。
- 2013年3月にオスロで開催された「核兵器の人道的影響に関する国際会議」に、核兵器国は参加せず。

(3) 核兵器の削減

- 米露は新STARTに沿って戦略核兵器を削減している。ロシアの戦略核兵器は、条約で定められた上限以下の規模に低下している。

(4) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

- 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割、「唯一の目的」や先行不使用、消極的安全保証、非核兵器地帯条約議定書、拡大抑止のいずれにおいても各国の政策に大きな変化は見られず。
- ロシアは、戦略原潜（SSBN）パトロール海域を拡大する方向とみられる。
- 中国は、核兵器の先行不使用の宣言政策維持を表

明した。

(5) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

- 米露の戦略核兵器は依然として高い警戒態勢下におかれたままである。
- 米国は、警戒態勢の低減に向けたオプションの検討を行うとしている。

(6) 包括的核実験禁止条約（CTBT）

- 北朝鮮は2013年2月に3回目の核実験を実施。
- 条約発効要件国のうち、5カ国（中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国）の未批准、並びに3カ国（インド、パキスタン、北朝鮮）の未署名が続いている。
- 米国については、オバマ大統領がベルリン演説で改めて条約の批准に向けて取り組むと述べたが、上院での具体的な動きは見られなかった。

(7) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

- ジュネーブ軍縮会議（CD）では2013年も、FMCT交渉を開始することができなかった。

(8) 核戦力、兵器用核分裂性物質兵器、核戦略・ドクトリンの透明性

- 核兵器（保有）国から、核兵器の透明性に係る顕著な報告は見られなかった。
- 5核兵器国が、第4回核兵器国会議の共同声明において、重要な核関連の用語についての定義集を2015年NPT運用検討会議に提出するとの目標を再確認した。

(9) 核兵器削減の検証

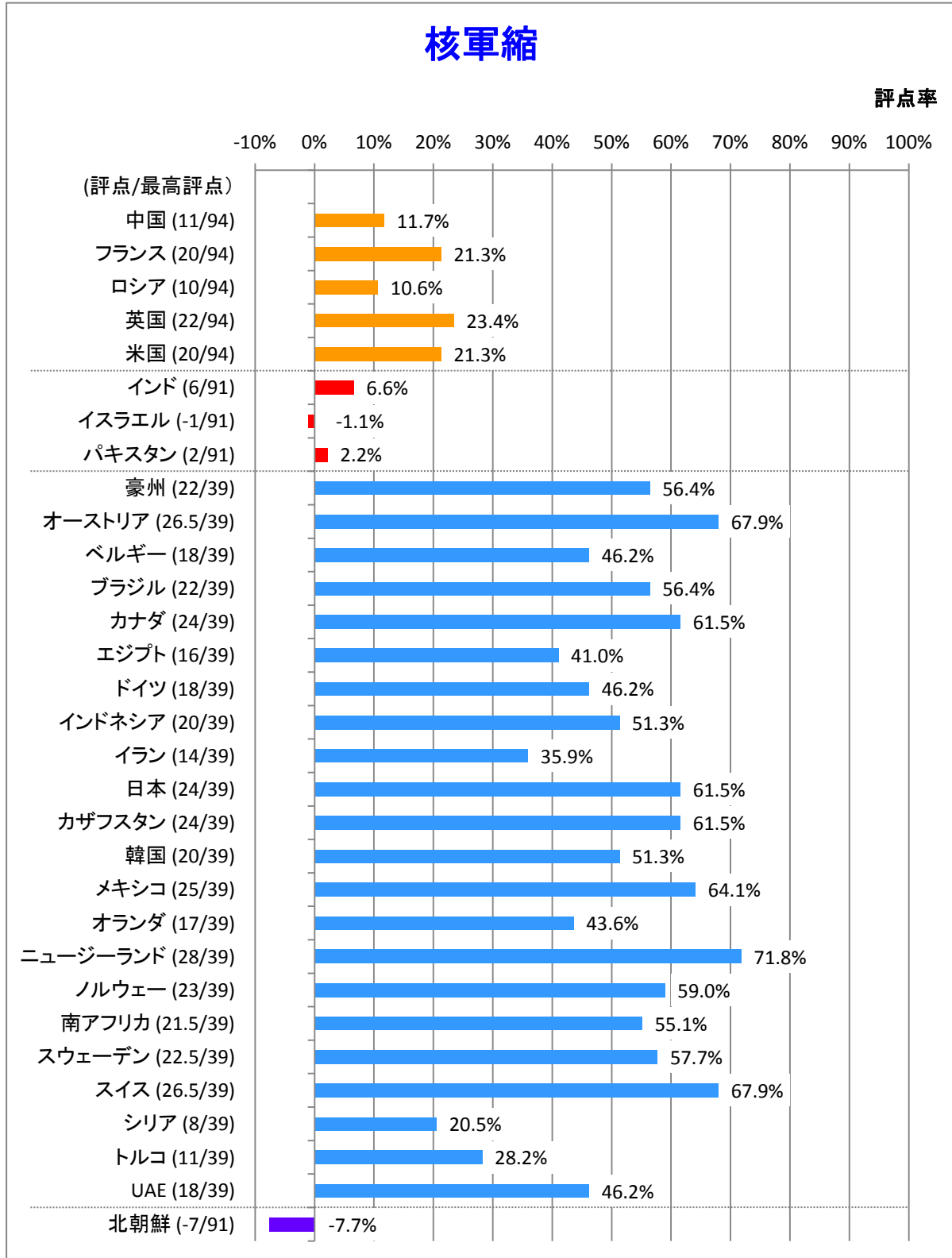
- 新しい進展は見られなかった。

(10) 不可逆性

- 米国は、過去3年間に当初の目標よりも速いペースで核弾頭の廃棄を行ったこと、及び2009年までに退役した核弾頭については2022年までに廃棄する計画であることなどを公表した。

(11) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

- 日本をはじめとして、西側諸国を中心に軍縮・不拡散教育の実施、あるいはNPT準備委員会や国連総会等でのサイドイベントの開催などを通じた市民社会との連携が行われてきた。

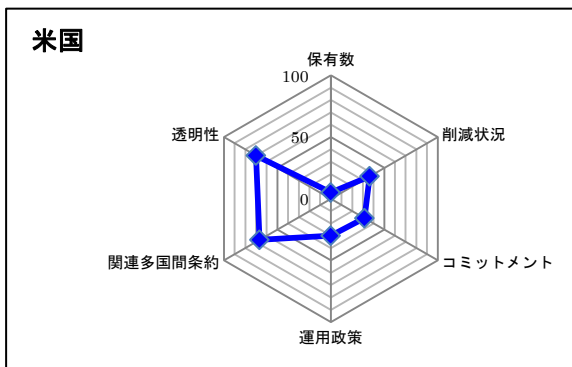
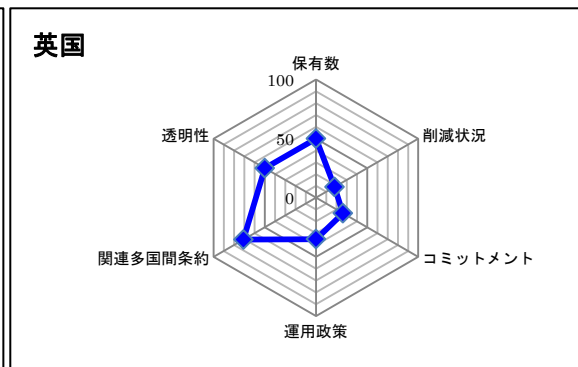
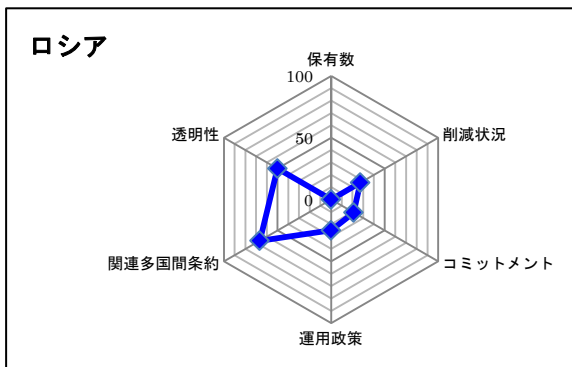
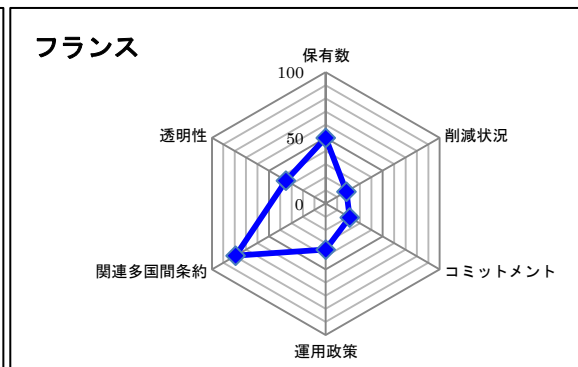
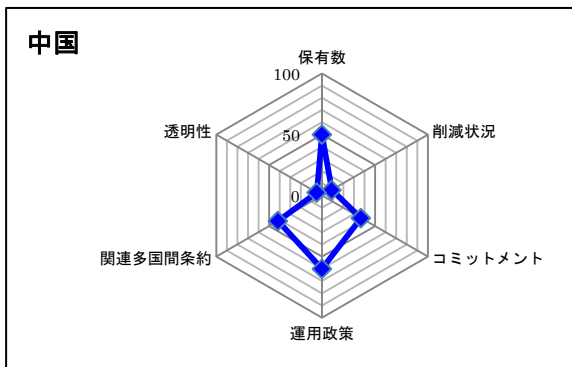


《参考》核兵器国による核軍縮の取組状況の6つのポイントによる分析

核軍縮を促進するためには、核兵器国による核兵器の削減や運用政策の変更、核軍縮につながる多国間枠組みへの積極的な関与、「核兵器なき世界」へ向けた取組（コミットメント）の強化、核戦力等に関する透明性の推進が不可欠である。これらのポイントについて各核兵器国の取組状況をレーダーチャートで示すと下記のようなになる。中国については、削減への取組及び透明性、フランスについては透明性、ロシア及び米国については核戦力の更なる削減について改善の余地があると言えよう。英国は、全体的にバランスのとれた形で核軍縮に取り組んでいることが窺える。

【6つのポイントと評価項目の関係】

	6つのポイント	評価項目
i	核兵器保有数	核兵器の保有数
ii	核兵器削減状況	核兵器の削減状況
iii	「核兵器のない世界」に向けた取組（コミットメント）	核兵器のない世界に向けた取組、軍縮・不拡散教育・市民社会との連携、広島の平和記念式典への参列
iv	運用政策	核兵器の役割低減、警戒態勢の緩和
v	関連多国間条約の署名・批准状況、交渉への対応等	包括的核実験禁止条約（CTBT）、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
vi	透明性	透明性、検証措置、不可逆性



2. 核不拡散

NPTは、核不拡散体制の礎石とも称され、締約国は190カ国を数えるものの、核兵器を保有する（とみられる）インド、パキスタン、イスラエルが、非核兵器国としてNPTに加入する見通しは立っていない。また北朝鮮は、二度のNPT脱退表明を行い、その後、核兵器の保有を公表するとともに、これまでに3回の核爆発実験を実施した。イランは、国際原子力機関（IAEA）保障措置協定違反が問われてきたが、2013年夏以降、核問題の解決に向けた進展の兆しも見られる。

IAEA追加議定書を締結し、この下での保障措置を受諾する国も着実に増えてきた。他方、イランなど一部の非核兵器国は、追加議定書による保障措置がNPT上の義務ではないとして、その受諾や実施を拒否している。

輸出管理に関しては、原子力供給国グループ（NSG）メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に実施してきたが、国連安全保障理事会制裁委員会の専門家パネルの報告書等において、中国の厳格でない実施状況がたびたび言及され、核兵器の拡散が懸念される国の間での核あるいは弾道ミサイルに関する協力関係も指摘されている。

(1) 核不拡散義務の遵守

- 北朝鮮は、国連安保理決議などで求められている「NPTへの早期の復帰」に応じておらず、逆に2013年2月に3回目となる核実験を実施した。
- イランはウラン濃縮活動の停止などを求める国連安保理決議に反して核計画を推進してきた。しかしながら、11月にEU3+3との間で合意された「共同行動計画」は、暫定的ではあるものの前向きなステップである。
- 2010年NPT運用検討会議で合意された「中東非大量破壊兵器地帯に関する国際会議」を2013年に開催することはできなかった。

(2) 国際原子力機関（IAEA）保障措置

- IAEA保障措置協定追加議定書の締結については、NPT締約国である非核兵器国のうち、2013年9月時点で116カ国が批准した。
- 非同盟運動諸国などを中心に、追加議定書による保障措置がNPT上の義務ではないと主張する国もある。
- IAEAにより保障措置協定違反の決定が下された、北朝鮮、イラン及びシリアのケースは、いずれも解決には至っていない。

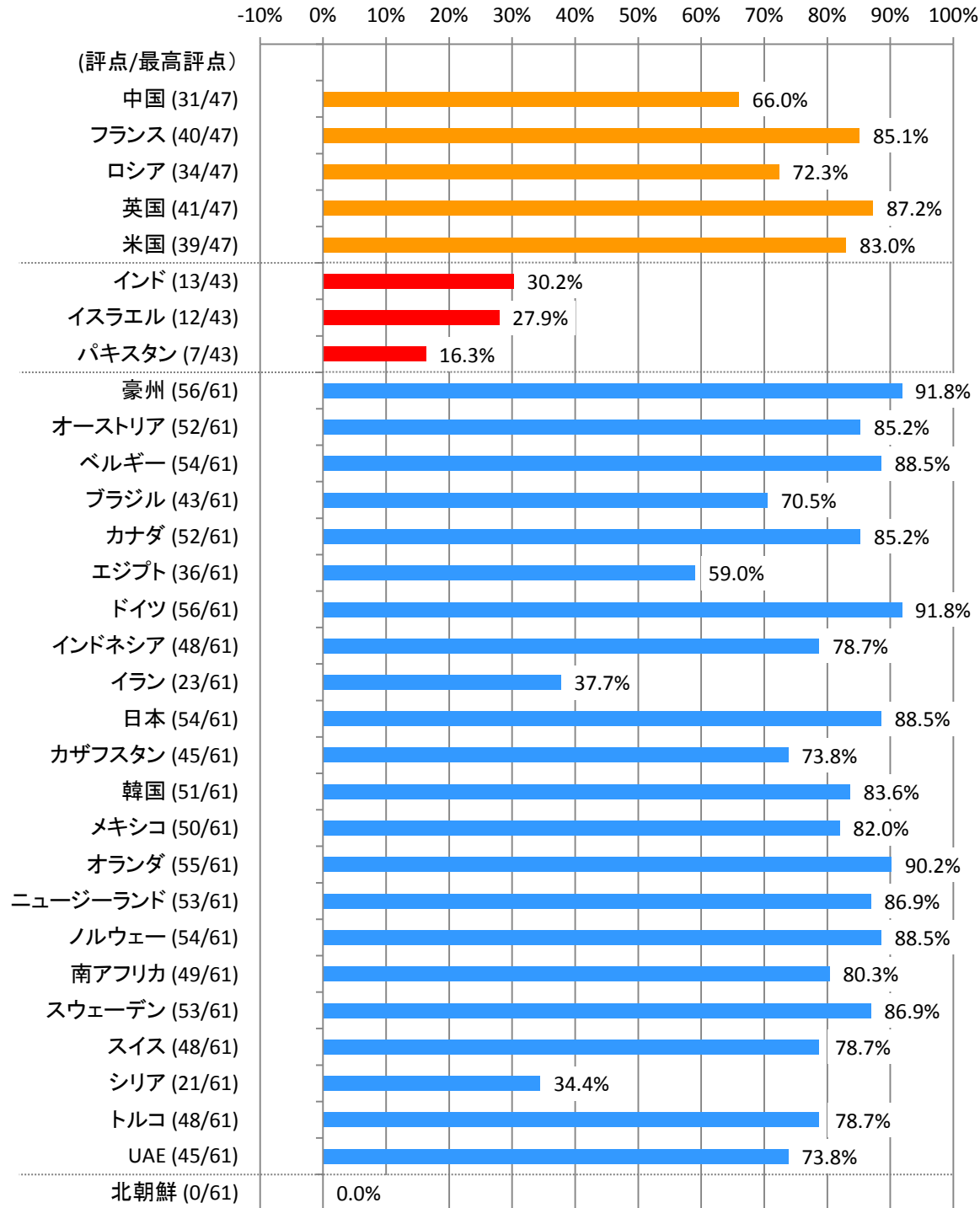
- 他方、2013年6月のイラン大統領選挙以降、イランとIAEAとの関係も一定の変化を見せており、同年11月のIAEAとイランの協議では、「協力のためのロードマップに関する共同声明」が合意された。

(3) 核関連輸出管理の実施

- 輸出管理に関しては、NSGメンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に実施してきた。
- 北朝鮮およびイランに関する国連安保理制裁委員会の専門家パネルの報告書では、安保理決議で定められた輸出管理などについて、中国の実施状況に対する疑問がたびたび言及されてきた。
- 北朝鮮、イラン、シリアといった拡散懸念国の間での核あるいは弾道ミサイルに関する協力関係も懸念されている。
- NPT非締約国であるインドとの民生用原子力協力については、より積極的な推進を目指す国、インドに核軍縮・不拡散に係る一定の明示的な義務の受諾を求める国、あるいは反対する国と立場が分かれている。
- 中国はパキスタンへの原子炉の輸出を進めているが、NSGガイドラインへの違反が指摘されている。

核不拡散

評点率



3. 核セキュリティ

高濃縮ウラン（HEU）や兵器級プルトニウムなど、核兵器に利用可能な核分裂性物質の保有は、核テロを企図する非国家主体のターゲットともなり得ることから、厳格な管理をはじめとする核セキュリティ措置の実施及び強化に対する責務も増す。概して、核兵器国、及び原子力平和利用を積極的に推進する非核兵器国は、その実施及び強化への積極的な取組を続けている。

その取組に当たっては、核セキュリティ及び原子力安全に係る諸条約への加入に加え、国際原子力機関（IAEA）の「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」の実施が肝要とされる。後者については、原子力平和利用を積極的に推進する国々で国内体制への反映などが進んでいる。民生利用におけるHEUの最小限化、不正取引の防止、核鑑識技術の研究開発といった国際的な取組も行われてきた。また、原子力平和利用を積極的に推進する多くの国が核セキュリティ能力の向上を目的とする中心的拠点（COE）の設立を進めている。今後とも、核セキュリティのさらなる実施や強化が求められている。

(1) 兵器利用可能な核分裂性物質の保有量及び関連する施設・活動

- 「核分裂性物質に関する国際パネル」の推計によれば、米国及びロシアは、若干削減しているものの、依然として世界の保有量の9割以上にあたる兵器利用可能な核分裂性物質を保有している。

(2) 核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、国内体制への反映

- 多くの調査対象国は、核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約のほとんどに既に参加している。
- 改正核物質防護条約の批准促進が課題の一つとなっている。
- 核セキュリティの強化にあたっては、「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」（INFCIRC/225/Rev.5）の実施が重要であり、原子力平和利用を積極的に推進する国々は国内体制への反映などを進めている。
- 核兵器の拡散が懸念される一部の国は、核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約への加入、あるいはINFCIRC/225/Rev.5の国内体制への反映が遅れており、核テロ防止の観点から、これらによる核セキュリティに係る取組の実施が緊急の課題となっている。

(3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組

- 民生利用におけるHEUの削減は、「地球的脅威削減イニシアティブ（GTRI）」の下で世界の民生用サイトにある米露起源のHEUの両国への返還などを中心に、引き続き推進されている。
- 原子力平和利用を積極的に推進する国は、核セキュリティ体制の要件全般をレビューして改善が必要な点を助言する「国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）」の受け入れを進めつつある。
- 不法移転され捜査当局によって押収、採取された核物質及び放射性物質について、核物質、放射性物質及び関連する物質の組成、物理・化学的形態等を分析し、その物品の出所、履歴、輸送経路、目的等を分析・解析する「核鑑識」のための能力開発が国際協力の下で推進されている。
- 核セキュリティに係る国内のキャパシティ・ビルディング及びこの分野における国際協力の重要性についての認識の高まりを受け、自国及び地域諸国が核セキュリティに係る様々な訓練を受けることで核セキュリティ能力を向上させることを目的としたCOEの設立が進められている。

核セキュリティ

評点率

